

山形県雇用調整助成金(県単上乘せ)のご案内

～山形県は従業員の雇用維持に努力される事業主を応援します！～

新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員の休業を余儀なくされた中小・小規模事業者に対し、事業主の負担を軽減し雇用の維持を図るため、山形県雇用調整助成金(県単上乘せ)を創設しました。国の雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金(以下「雇用調整助成金等」という。)を活用してもなお企業負担が残る場合に費用の一部を上乗せ助成します。

○対象事業主

山形県内の事業所で雇用する労働者について、令和2年4月1日以降を支給対象期間とし雇用調整助成金等の支給決定を受けた実績のある中小・小規模事業者

○対象となる休業

令和2年4月1日～令和3年3月31日を支給対象期間とする雇用調整助成金等の支給決定を受けた休業等

* 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)が対象

○対象経費

山形県内の事業所で雇用する労働者に係る雇用調整助成金等の対象となった額(ただし、教育訓練に係る加算額を除く)

○助成率

4月1日～令和3年3月31日

国の助成率4/5の場合 対象経費の1/20

* 国及び県の助成額の合計の上限は対象経費の額となります。

* 国の助成率が10/10の場合は山形県雇用調整助成金(県単上乘せ)の交付はありません。

○申請手続

* 「山形県雇用調整助成金支給申請書(様式第1号)」に必要事項を記入ください。

* 国(山形労働局・ハローワーク)へ提出した書類の写しを添付して提出ください。

《添付書類》

雇用調整助成金の場合

【緊急雇用安定助成金、5月19日に改正(簡略化)された手続をとった場合の添付書類はHPでご確認ください】

雇用調整助成金支給決定通知書の写し

雇用調整助成金(休業等)支給申請書の写し

雇用調整助成金助成額算定書の写し

誓約書(様式第3号)

情報提供同意書

債権者登録申出書(既に登録済の場合は不要)

* 国(山形労働局)の支給決定日から**原則として1か月以内に提出**してください。

(ただし、追給の対象となった場合は、追給の支給決定通知書が届いてから1か月以内に提出してください。)

* 提出は**郵送**でお願いします。(持参不可)

HP: <https://www.pref.yamagata.jp/ou/shokokanko/110009/koyotaisakutantou/koyotyokinuwanose.html>

QR



<お問合せ先・提出先>

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県産業労働部 雇用対策課 雇用対策担当

電話023-630-2377 FAX023-630-2376